

令和3年8月18日

自民党看護問題小委員会 御中

一般社団法人日本産業保健師会

会長 岡田 睦美



## 産業保健師に関する予算要望書

2年目になるコロナ禍において、国民の約半数を占める労働者の雇用形態や労働環境は大きく変化し厳しい状況が続いています。産業保健師は、新型コロナウイルス感染症対策の推進役をはじめ、きめ細やかな個別の健康支援や体制づくりを担い、企業の事業継続と労働生産性の維持に寄与しています。さらに、2020年度労働者健康安全機構が実施した「事業場における保健師・看護師の活動実態調査」によると、産業保健領域の保健師の業務内容は、労働者の就労上の判断・措置を除く、労働安全衛生法第13条における産業医業務と同様の重要な業務を担っていることが明らかになっています。また、2021年5月の厚生労働省通達、「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項」により、産業医の職務を実施する際、選任されている事業場以外の場所から遠隔でその職務の一部を実施することが可能となる一方で、産業医の多くが嘱託産業医である現状では、複雑多様化した労働者の健康支援を産業医のみで十分に実施することは困難であり、まして遠隔で実施することはさらに難しい状況となり、保健師等の産業保健スタッフとの連携・協力なしには法遵守が図れないことが予測されます。

このように社会的責任や役割を求められる一方で、企業の保健師の選任については法令上言及されていないため採用は事業主判断に任されており、雇用条件は不安定で十分な研修等も受けられない現状があります。中小企業含む多くの労働者がそれらの産業保健サービスを受けていない現状を踏まえ、さらなる産業保健師の活用や資質向上を図る必要があると考えます。

以上の理由によりまして、2022年度予算案等の編成の検討に当たり、以下の事項について要望いたします。

### 要望事項

1. 産業保健分野で働く保健師の法的位置づけを検討する委員会の開催
2. 産業保健師の研修体制の整備と予算措置